

## 漁業法第 146 条の規定に基づく議事への参与の制限について

漁業法第 146 条（改正前第 102 条） 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

※ 「議事に参与することができない」という文言について、改正前は「議事にあずかることができない」

### 〔参考〕 漁業制度例規集

(二四三) 漁業法第百二条の規定の解釈について  
照会(昭三〇、三、一九、水第二二三号 富山県経済部長)

一 漁業法第百二条は、除外に関する規定であるが、次の場合には「自己に関する事件」に該当するや否や。

1 委員が漁業協同組合の理事たる地位にある場合において、当該組合に対する免許その他の事項につき、議題に供される時。

2 委員が漁業協同組合の組合員である場合

二 漁業法第百二条の「議事にあずかることができない。」とは、審議や票決に加わることのみでなく、会議に出席することを認めない趣旨と解しているが差支えないか。

三 漁業法第百二条の規定に違反してなされた議決は、有効には成立しないものと思料され、たとえ本人の出席の有無が議決の結果に影響を及ぼさなかったと推定される場合でも同様と解して差支えないか。

四 漁業法第百二条に規定する「自己に関する事件」と地方自治法第百七条に規定する「自己の一身に関する事件」と相異点

回答(昭三〇、五、二八、三〇水第五三七二号 漁政部長)

一 個人として選出された委員がたまたま組合を代表する理事又は組合員であったとしても法人たる組合と個人たる委員は別人格であるから、当該組合に関する事件は、当該個人たる委員の自己に関する事件に該当はしない。

ただし、委員会の議事運営上、不当に議事が紛糾する恐れがある場合は、自発的に遠慮させる等適宜な御指導を煩わしたい。

二 貴見の通り。ただこれは委員として会議に参加し、かつ、審議、票決に与ることの禁止を意味するものであるから、委員外の立場で(例えば傍聴人として)出席することを拒むものではない。(第百一条第三項参照)

三 貴見の通り無効である。委員として出席した以上議決に影響しないと推定することは事実上不可能である。

四 表現には相異はあるが、「自己に直接的に利害関係のある事件について」という意味で同一に解釈して差し支えない。